

わが家は、

地震

に大丈夫!?

仙台市戸建木造住宅耐震診断支援事業について



仙台市

仙台市戸建木造住宅耐震診断支援事業の概要

この制度は、地震に強い安全な街づくりを目指すために、一定の条件を満たす戸建木造住宅等の『耐震診断支援』の実施を仙台市が費用の9割を負担して行うもので、診断支援を希望する市民の申し込みにより、『耐震診断士』を派遣し、診断・改修計画の策定を行うことにより、市民の耐震対策を支援するものです。

●対象建築物（次の条件を全て満たすものとしします。）

建 物	戸建木造住宅（在来軸組構法（伝統工法を含む）の個人所有の戸建木造住宅であること） ※一部店舗等併用住宅も対象になります。 ※構造がツーバイフォー工法、丸太組構法及びプレファブ工法は対象外となります。 ※中2階のある住宅や斜面地に立つ住宅など、特殊な形状の住宅は診断できない場合があります。
規 模	2階建以下
建築時期	平成12年（2000年）5月31日以前に建築基準法による建築確認を受けて着工したもの

※建築確認通知書や検査済証・建築図面（平面図）等があれば、スムーズに診断を行うことが出来ます。

※屋内の確認が不可能な場合は、診断が実施できません。


※天井や床下に進入箇所がない場合、新たに進入口を設ける必要があります。（費用は申込者負担）

●申込みできる方

対象建築物の所有者

（※申込みする方が所有者でない場合は委任状が必要になります。）

●調査日の希望

調査日は、別紙『申込書』の『調査日の希望』欄の項目を  で囲んでください。

『仙台市戸建木造住宅耐震診断支援実施決定通知書』により、本事業の実施の決定をお知らせします。その後、通知書に記載された耐震診断士が連絡したうえで調査の日時を決定させていただきます。

●耐震診断支援事業の内容

○必ず実施するもの

- ・現地調査
- ・図面作成
- ・耐震計算
- ・耐震診断支援結果報告書の作成と説明

○耐震改修工事が必要な場合に実施するもの（診断の結果、上部構造評点が1.0未満、または基礎・地盤について重大な注意事項があり、耐震改修工事助成事業の対象になる場合）

- ・耐震改修計画案の作成
- ・耐震改修計画案に基づき工事を行う際の概算見積もり

●自己負担額（消費税率10%込）

		耐震改修計画案の作成 ※2	
		あり	なし
仙台市戸建木造住宅耐震診断結果報告書 （平成14年度から平成19年度まで実施していた簡易診断の報告書） ※1	あり	16,500円	14,850円
	なし	17,600円	15,840円

※1 仙台市戸建木造住宅耐震診断結果報告書を紛失された方は、申込みの際に申し出て下さい。

※2 診断の結果、上部構造評点が1.0以上、かつ基礎・地盤について重大な注意事項がない場合は、耐震改修計画案の作成は行いません。

耐震診断支援結果報告書が作成されましたら、耐震診断士がその報告書を持参し内容を説明いたします。その際、耐震診断士に上記費用をお支払いください。領収書を発行いたします。

※申込みをされた方が、仙台市外の遠方にお住まい等の理由で、結果報告書を郵送せざるを得ない場合、費用の徴収は個別に対応させていただきます。

●問い合わせ先（詳しくは4ページをご覧ください）

仙台市青葉区役所建設部街並み形成課街並み係	TEL022-225-7211(代)
仙台市宮城野区役所建設部街並み形成課街並み係	TEL022-291-2111(代)
仙台市若林区役所建設部街並み形成課街並み係	TEL022-282-1111(代)
仙台市太白区役所建設部街並み形成課街並み係	TEL022-247-1111(代)
仙台市泉区役所建設部街並み形成課街並み係	TEL022-372-3111(代)

お 申 込 み 方 法

●受付場所

別紙『申込書』に必要事項を記入していただき、下記の窓口まで持参していただくか、もしくは郵送でお申込みください。

診断をお受けになる建築物が**青葉区**内にあるとき

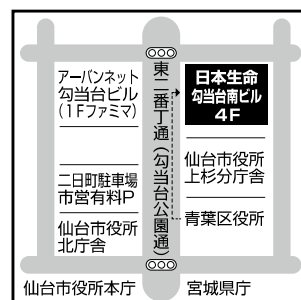
青葉区建設部街並み形成課街並み係

【持参先】〒980-8701 仙台市青葉区上杉一丁目5-15

日本生命勾当台南ビル4階 ※令和4年5月30日に引越しました。

【郵送先】〒980-8701 仙台市青葉区上杉一丁目5-1

TEL022-225-7211 (代)

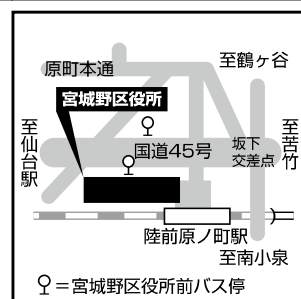


診断をお受けになる建築物が**宮城野区**内にあるとき

宮城野区役所建設部街並み形成課街並み係

〒983-8601 仙台市宮城野区五輪二丁目12-35

TEL022-291-2111 (代)

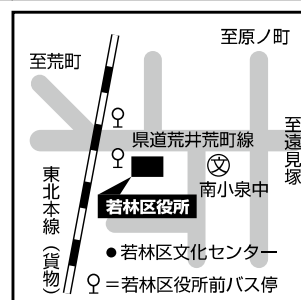


診断をお受けになる建築物が**若林区**内にあるとき

若林区役所建設部街並み形成課街並み係

〒984-8601 仙台市若林区保春院前丁3-1

TEL022-282-1111 (代)

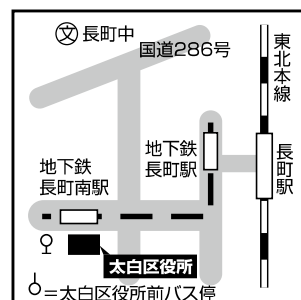


診断をお受けになる建築物が**太白区**内にあるとき

太白区役所建設部街並み形成課街並み係

〒982-8601 仙台市太白区长町南三丁目1-15

TEL022-247-1111 (代)



診断をお受けになる建築物が**泉区**内にあるとき

泉区役所建設部街並み形成課街並み係

〒981-3189 仙台市泉区泉中央二丁目1-1

TEL022-372-3111 (代)



仙台市戸建木造住宅耐震診断支援申込書

(あて先) 仙 台 市 長

申込者 下 _____
(所有者)

住 所 _____
ふりがな _____
氏 名 _____

連絡先電話番号 _____

耐震診断支援の実施を受けたいので、仙台市戸建木造住宅耐震診断促進事業実施要綱第10条の規定に基づき、次のとおり申込みます。

所在地 (地名地番)	仙台市 _____ 区 _____		
仙台市戸建木造住宅耐震診断結果報告書の有無 (簡易耐震診断の状況)	有	年 月 日 第 号 ※仙台市戸建木造住宅耐震診断結果報告書の年月日・番号を記入してください。	
	無	建築年月	年 月 頃 年 月 日 第 号 ※建築確認通知書の年月日・番号がわかる方は記入してください。
		住宅以外の用途	無 有 (店舗・事務所・その他)
		図面の有無	有 無
調査日の希望	<input checked="" type="checkbox"/> いつでも <input checked="" type="checkbox"/> 平日のみ可 <input checked="" type="checkbox"/> 土日祝日のみ可 ※派遣された耐震診断士と連絡調整のうえ調査日時を決定いたします。		
備 考	※調査にあたり、事前に伝えておきたいことなどを記載してください。		

- 申込みができる対象建築物は、次の全てに該当するものです。条件を満たす場合は、下記□に☑を入れて下さい。
 - 過去に仙台市の耐震診断（簡易診断を除く）を受けていない
 - 平成12年5月31日以前に建築基準法に規定する建築確認を受けて着工したもの
 - 地上2階建て以下
 - 在来軸組構法（太い柱や垂れ壁を主な耐震要素とする伝統的工法を含む）
- ※住宅以外の用途がある方
 - 店舗等の用途を兼ねる場合は、店舗等の床面積が1/2未満
- 申込者が所有者でない場合は、委任状を添付する必要があります。
- 自己負担額のお支払いについては、結果報告時をお願いいたします。

郵送で申し込む際のあて先です。切り抜いてご利用ください。

キリトリ線✂

〒980-8701
仙台市青葉区上杉一丁目5-1
青葉区役所
建設部街並み形成課 街並み係 行

キリトリ線✂

〒983-8601
仙台市宮城野区五輪二丁目12-35
宮城野区役所
建設部街並み形成課 街並み係 行

〒984-8601
仙台市若林区保春院前丁3-1
若林区役所
建設部街並み形成課 街並み係 行

〒982-8601
仙台市太白区長町南三丁目1-15
太白区役所
建設部街並み形成課 街並み係 行

〒981-3189
仙台市泉区泉中央二丁目1-1
泉区役所
建設部街並み形成課 街並み係 行

